

児童福祉審議会専門分科会の運営に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、児童福祉審議会条例第7条に基づき、児童福祉審議会の専門分科会の運営について、必要な事項を定める。

(運営)

第2条 各専門分科会において調査審議する内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- | | |
|----------------|--|
| (1) 措置分科会 | 児童の施設入所等の措置及び里親に関する事項 |
| (2) 子ども育成分科会 | 児童福祉施設等の整備及び運営並びに児童及び妊産婦等の福祉に関する事項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に掲げる事項 |
| (3) 子ども人権審査分科会 | 措置児童の施設内での虐待等に関する事項 |
| (4) 児童虐待検証分科会 | 虐待による死亡事例等の検証に関する事項 |
| (5) 事件・事故検証分科会 | 児童福祉施設等における重大事例の検証に関する事項
(前号に該当するものを除く) |
| (6) 子ども・子育て分科会 | 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事項 |

(その他)

第3条 この要領に定めるもののほか、各専門分科会の運営に関し必要な事項は、各専門分科会の同意を得て、各専門分科会会長が定める。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月24日から施行する。